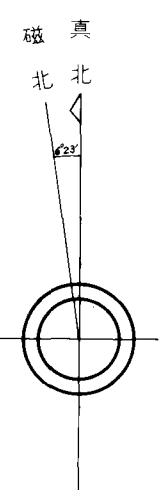
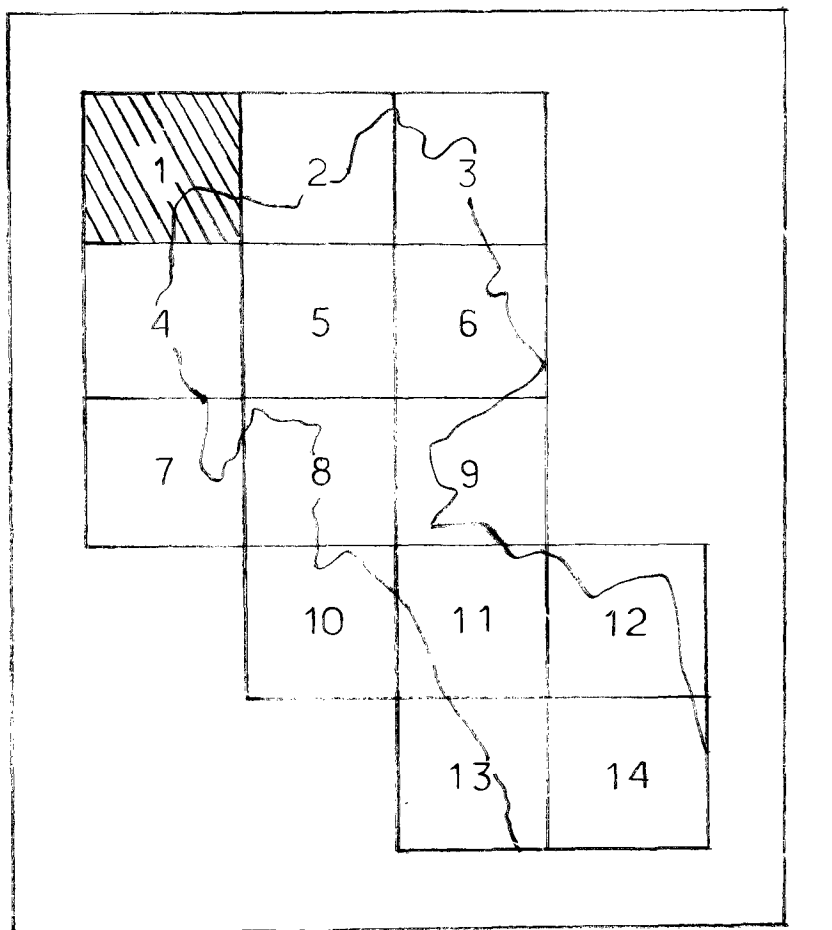
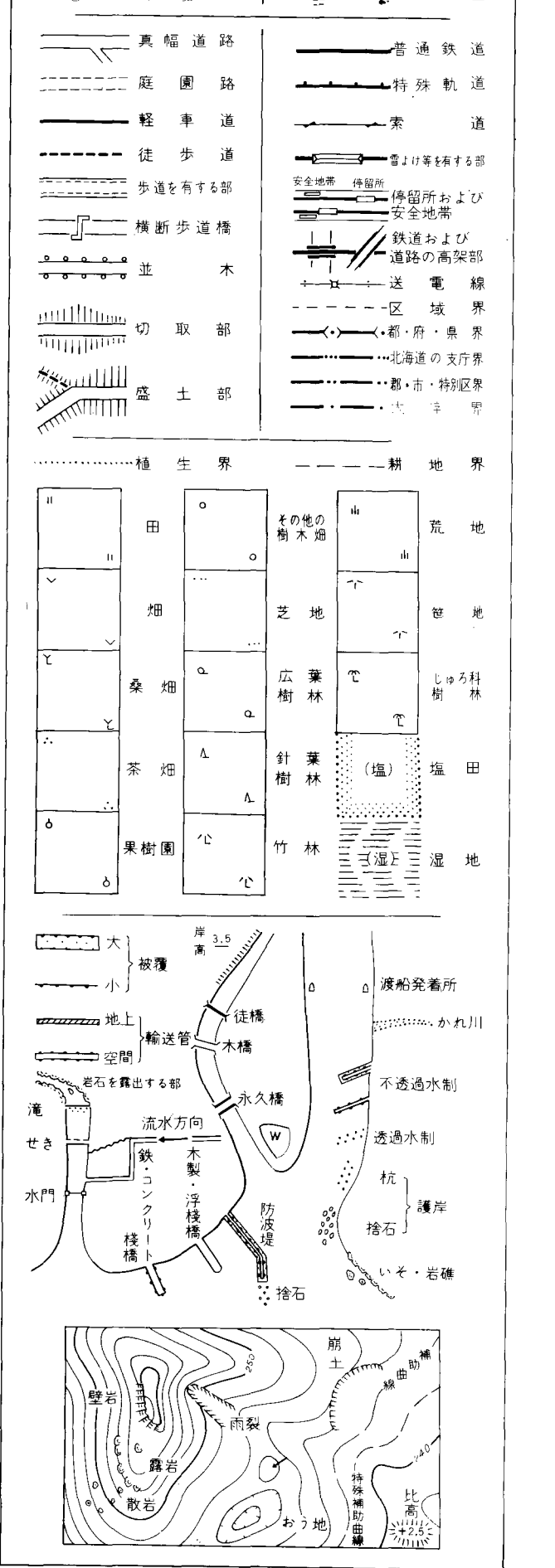


計画図
西宮市森林基本図 14-1



記号

▲ 37.2	三角点
● 12.04	四角点
○ 14.8	五角点
△ 25.6	六角点
□ 14.9	七角点
◇ 14.9	八角点
○ 14.9	九角点
△ 14.9	十角点
◇ 14.9	十一角点
○ 14.9	十二角点
△ 14.9	十三角点
◇ 14.9	十四角点
○ 14.9	十五角点
△ 14.9	十六角点
◇ 14.9	十七角点
○ 14.9	十八角点
△ 14.9	十九角点
◇ 14.9	二十角点
○ 14.9	二十一角点
△ 14.9	二十二角点
◇ 14.9	二十三角点
○ 14.9	二十四角点
△ 14.9	二十五角点
◇ 14.9	二十六角点
○ 14.9	二十七角点
△ 14.9	二十八角点
◇ 14.9	二十九角点
○ 14.9	三十角点



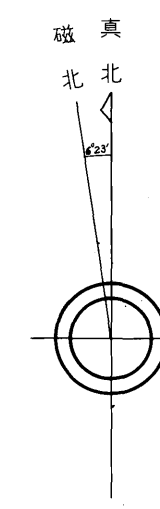
座標系は昭和43年建設省告示第3058号の規定による第Ⅴ座標系
投影はメルカトル投影法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方面は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
この測量成果は、建設省国土院院長の承認及び検査を経て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 昭和61年2月12日西都計収 第249号の1

1. 昭和54年10月測図
2. 昭和60年5月撮影空中写真
3. 昭和60年8月経年変化修正

1:5,000

この地図は、西宮市の承認を得て同町作成の
1:2,500平面図を縮小編集して調整したもの
である。
(承認番号) 昭和61年2月12日西都計収 第249号の1

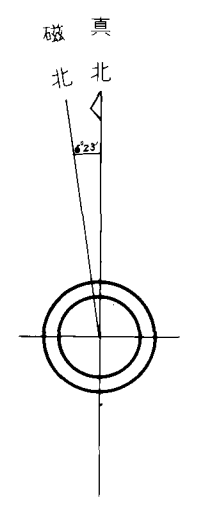
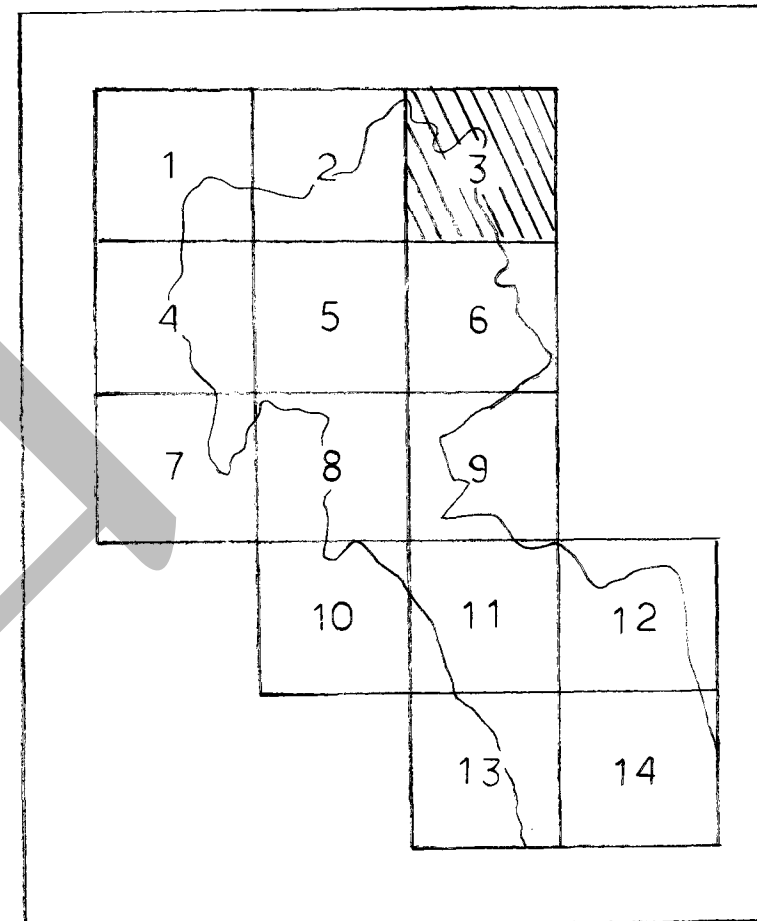
26 31
27 32
33
34
39

[illegible]

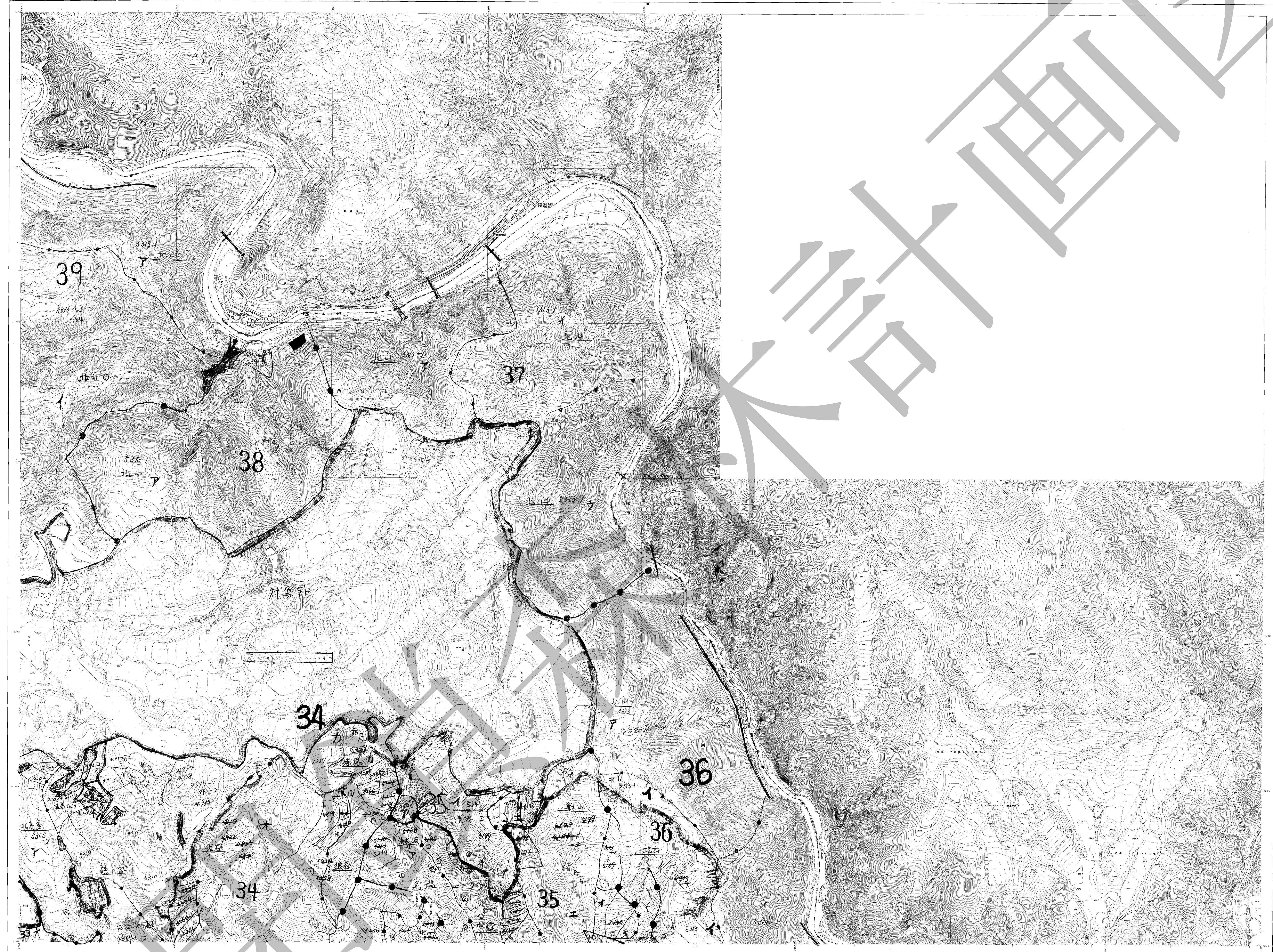
庄橋系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示される座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線間隔は2メートル
この測量成果は、建設省土地地院院長の承認及び助言を得、
同院所管の測量標及び測量図表を使用して得たものである。
(文部省省令) 昭60、近公第219号

この地図は、西宮市の承認を得て同町作成の
1:2,500平面図を縮小編集して調整したもの
である。
(承認番号) 昭和61年2月12日西館計収 第249号の

計画図
西宮市森林基本図 14-3

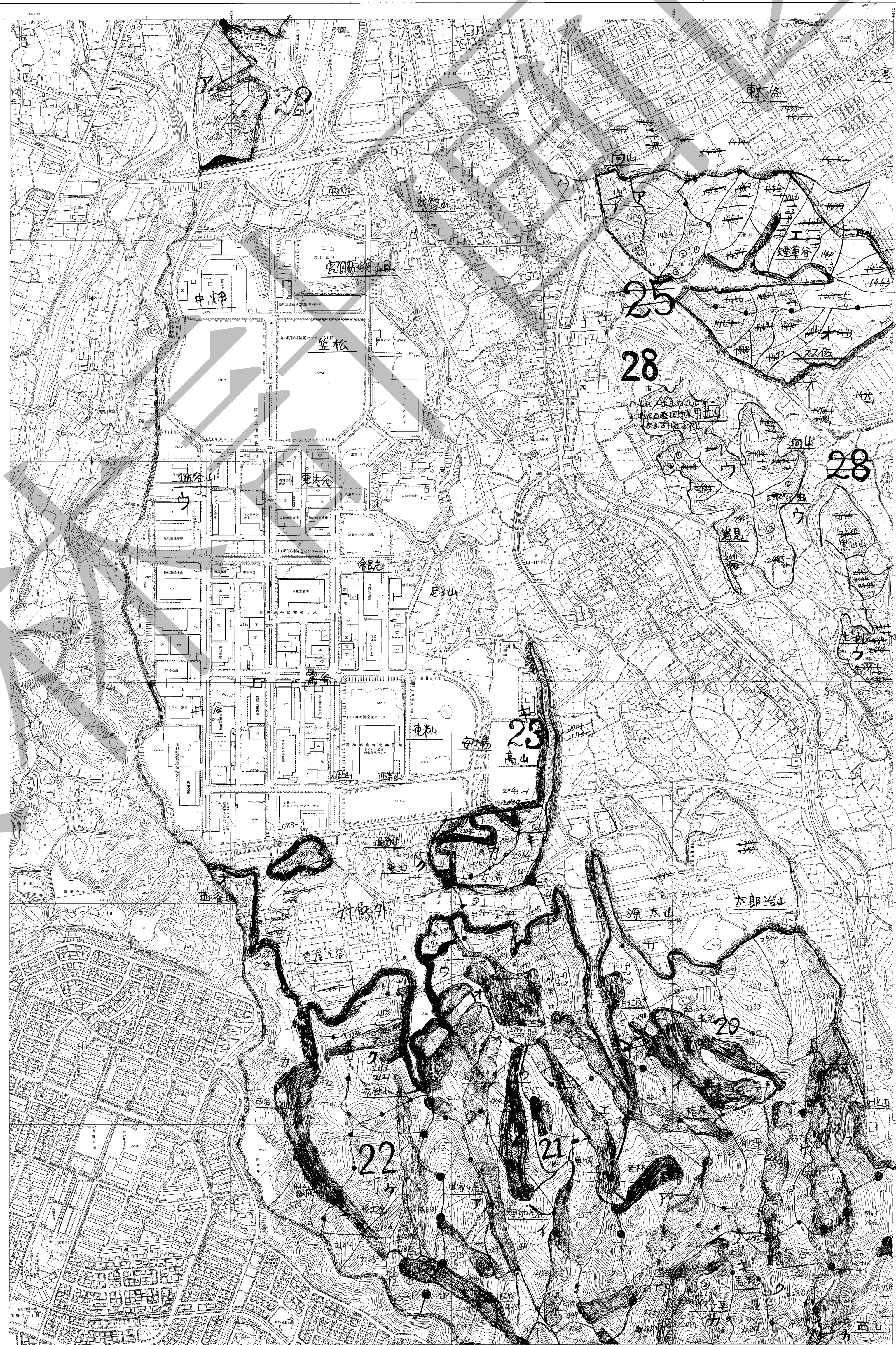


記号	
▲ 37.5	三角点
○ 22.04	二等三角点
○ 14.8	三等三角点
○ 25.6	四等三角点
○ 12.05	五等三角点
○ 14.9	六等三角点
○ 14.9	七等三角点
○ 14.9	八等三角点
○ 14.9	九等三角点
○ 14.9	十等三角点
○ 14.9	十一等三角点
○ 14.9	十二等三角点
○ 14.9	十三等三角点
○ 14.9	十四等三角点
○ 14.9	十五等三角点
○ 14.9	十六等三角点
○ 14.9	十七等三角点
○ 14.9	十八等三角点
○ 14.9	十九等三角点
○ 14.9	二十等三角点
○ 14.9	二十一等三角点
○ 14.9	二十二等三角点
○ 14.9	二十三等三角点
○ 14.9	二十四等三角点
○ 14.9	二十五等三角点
○ 14.9	二十六等三角点
○ 14.9	二十七等三角点
○ 14.9	二十八等三角点
○ 14.9	二十九等三角点
○ 14.9	三十等三角点
○ 14.9	三十一等三角点
○ 14.9	三十二等三角点
○ 14.9	三十三等三角点
○ 14.9	三十四等三角点
○ 14.9	三十五等三角点
○ 14.9	三十六等三角点
○ 14.9	三十七等三角点
○ 14.9	三十八等三角点
○ 14.9	三十九等三角点
○ 14.9	四十等三角点
○ 14.9	四十一等三角点
○ 14.9	四十二等三角点
○ 14.9	四十三等三角点
○ 14.9	四十四等三角点
○ 14.9	四十五等三角点
○ 14.9	四十六等三角点
○ 14.9	四十七等三角点
○ 14.9	四十八等三角点
○ 14.9	四十九等三角点
○ 14.9	五十等三角点
○ 14.9	五十一等三角点
○ 14.9	五十二等三角点
○ 14.9	五十三等三角点
○ 14.9	五十四等三角点
○ 14.9	五十五等三角点
○ 14.9	五十六等三角点
○ 14.9	五十七等三角点
○ 14.9	五十八等三角点
○ 14.9	五十九等三角点
○ 14.9	六十等三角点
○ 14.9	六十一等三角点
○ 14.9	六十二等三角点
○ 14.9	六十三等三角点
○ 14.9	六十四等三角点
○ 14.9	六十五等三角点
○ 14.9	六十六等三角点
○ 14.9	六十七等三角点
○ 14.9	六十八等三角点
○ 14.9	六十九等三角点
○ 14.9	七十等三角点
○ 14.9	七十一等三角点
○ 14.9	七十二等三角点
○ 14.9	七十三等三角点
○ 14.9	七十四等三角点
○ 14.9	七十五等三角点
○ 14.9	七十六等三角点
○ 14.9	七十七等三角点
○ 14.9	七十八等三角点
○ 14.9	七十九等三角点
○ 14.9	八十等三角点
○ 14.9	八十一等三角点
○ 14.9	八十二等三角点
○ 14.9	八十三等三角点
○ 14.9	八十四等三角点
○ 14.9	八十五等三角点
○ 14.9	八十六等三角点
○ 14.9	八十七等三角点
○ 14.9	八十八等三角点
○ 14.9	八十九等三角点
○ 14.9	九十等三角点
○ 14.9	九十一等三角点
○ 14.9	九十二等三角点
○ 14.9	九十三等三角点
○ 14.9	九十四等三角点
○ 14.9	九十五等三角点
○ 14.9	九十六等三角点
○ 14.9	九十七等三角点
○ 14.9	九十八等三角点
○ 14.9	九十九等三角点
○ 14.9	一百等三角点



- 昭和54年10月測量
- 昭和60年5月撮影空中写真
- 昭和60年8月経年変化修正

この地図は、西宮市の承諾を得て同町作成の
1:2,500平面図を縮小編集して調整したもの
である。
(承認番号) 昭和61年2月12日西館計収 第249号の1



收 記

[illegible][illegible][illegible]

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅴ座標系
投影は横メルカトル国法
国郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線間隔は、2メートル
この測量成果は、建設省土地院院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(読者参考) 昭60、近大第 219号

1. 昭和54年10月測図
2. 昭和60年5月撮影空中写真
3. 昭和60年8月経年変化修正

この地図は、西宮市の承認を得て同町作成の
1:2,500平面図を縮小編集して調整したもの
である。
(承認番号)昭和61年2月12日西都計収 第249号の1